

最高裁秘書第3077号

令和4年10月21日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えるように指示した文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

3月16日付け（同月18日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第17号

担当課 秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）